

長浜市告示第319号

都市計画法(昭和43年法律第100号) 第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年10月3日

長浜市長 浅見 宣義

- 1 都市計画の種類
彦根長浜都市計画地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
長浜市田村町字東畑
- 3 都市計画の図書の縦覧場所
長浜市都市建設部都市計画課 長浜市八幡東町632番地
- 4 都市計画の図書の縦覧時間
長浜市庁舎管理規則(平成18年長浜市規則第19号) 第3条第1項に規定する開庁時間